

「日本再興戦略2016」 KPIの進捗、及び施策の実行状況について

平成 29年 2月

農林水産省

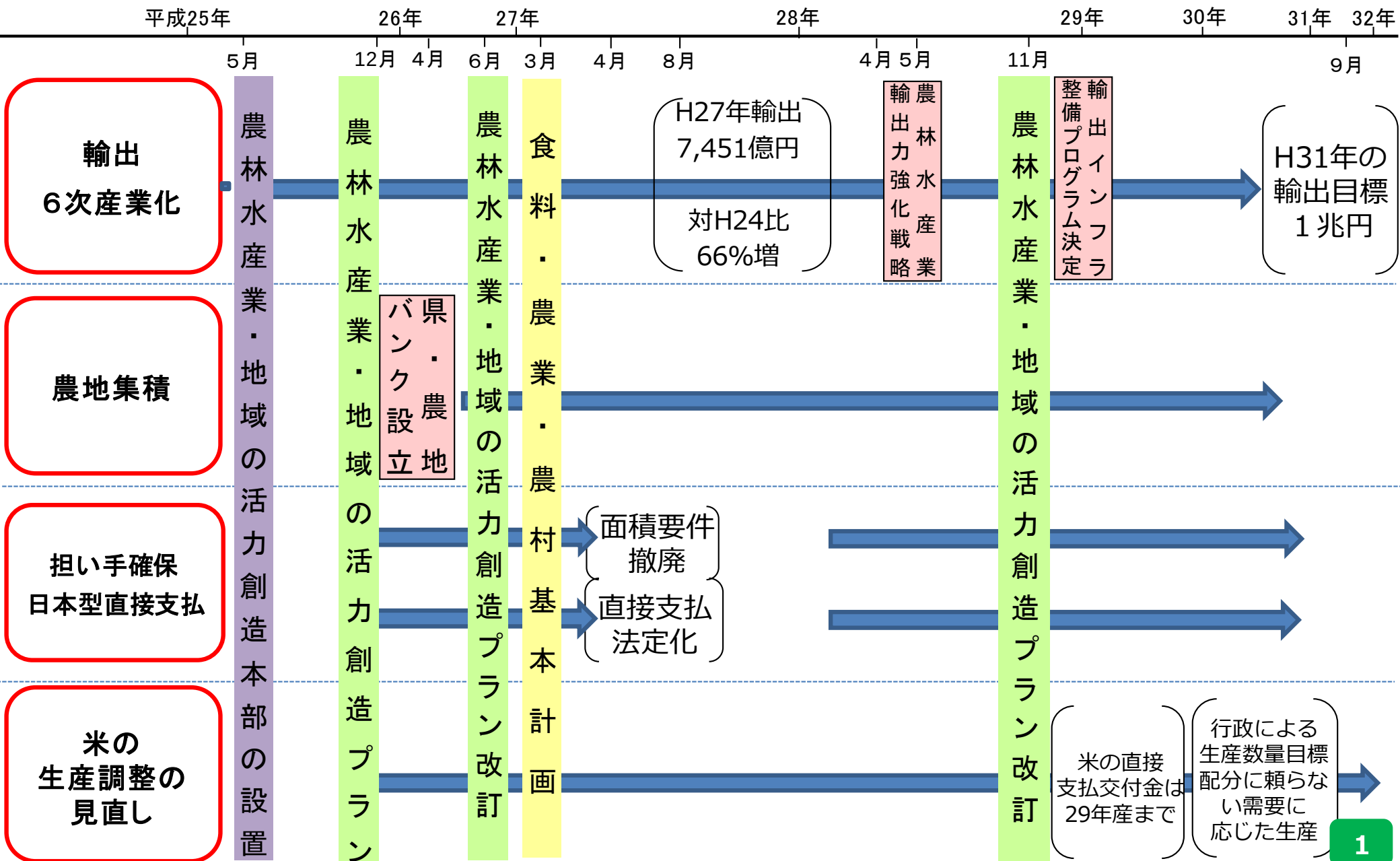
目 次

- ①～② 総論（これまでの農政改革、農業分野のK P I 一覧）
- ③～⑤ K P I 評価の現状分析・今後の対応方針
- ⑥～⑧農業競争力強化プログラム（概要、プログラム実施のための法整備）
- ⑨～⑪農地中間管理機構の取組（機構の実績等、借入・転貸面積の状況、機能強化）
- ⑫～⑬ 6 次産業化の推進（農林漁業成長産業化ファンドの出資決定状況、活用推進）
- ⑭林業・木材産業の成長産業化
- ⑮水産業の成長産業化

【K P I 評価の参考資料】

- ⑰～⑱米、飼料用米の生産コスト低減の取組
 - ⑲経営感覚に優れた担い手の確保・育成と法人化の推進
 - ⑳酪農の6次産業化の推進
 - ㉑～㉔農林水産物・食品の輸出拡大の取組
- （農林水産物・食品の輸出実績、農林水産業の輸出力強化戦略、農林水産物輸出インフラ整備プログラム、農林水産業の輸出力強化）

これまでの農政改革



農業分野のK P I 一覧

○ 現時点での7つの進捗は、「**A**(順調)」**1**つ、「**B**(進捗途上)」**5**つ、「**N**(今後評価)」**1**つ。

整理 No.	K P I	進捗
112	今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される。	B
113	今後10年間（2023年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する（約9,600円/60kg）。	B
114	今後10年間（2025年まで）で飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年度比2倍に向上（担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減（約7,615円/60kg））させる。	N
115	今後10年間（2023年まで）で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。	B
116	6次産業の市場規模を2020年に10兆円とする。	B
117	酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件にする。	B
118	2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とし、2030年に5兆円とする。	A

（備考）「K P Iの進捗」の欄は、以下の区分により内閣官房日本経済再生総合事務局において整理。

A：目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、K P Iが目標達成に向けて進捗しているもの

B：AほどK P Iが進捗していないもの

N：今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う）

K P I の進捗状況・今後の取組方針①

KPI

今後10年間
(2023年まで)で全農地面積の8割が担い手によって利用される。

進捗状況と要因分析

- 担い手の利用面積のシェアは、平成22年度から25年度まで横ばいだったものが、農地中間管理機構の活動が開始された26年度以降再び上昇に転じ、平成27年度は52.3%（前年度比2.0%上昇）。
- 27年度の機構の実績は、初年度（26年度）の3倍程度に拡大。県によって濃淡はあるものの、手探り状態を脱し自信を持って取り組む県が多くなってきている。
- KPIの達成のためには、機構の実績を更に拡大していくことが重要。

今後の対応方針

- 官邸の農林水産業・地域の活力創造本部で確認された「機構を軌道に乗せるための方策」に基づき、各都道府県・機構において改善を進め、実績の更なる拡大を図る。
- 機構の取組について、地域差が見られるようになっており、取組が進んでいる平場の水田地域に加え、今後は中山間地域や果樹産地における取組を強化していく。
- さらに、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設予定。

2023年までに資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する
(約9,600円/60kg)

- 2015年産の担い手のコメの生産コストは、2011年全国平均と比べ3割程度低いものの、目標達成に向けては進捗が不十分であり、施策の更なる推進が必要。

KPI指標	2015年産米	2011年全国平均比
個別経営	11,397円/60kg	▲29%
組織法人経営	11,996円/60kg	▲25%

- 経営体別に見ると、個別経営では前年比1.4%減、組織法人経営は前年比0.9%増。これは、燃油価格の低下により光熱動力費が減少する一方で、組織法人経営では農機具費が増加したことによるもの。

- 引き続き、
 - ・ 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積や、
 - ・ 直播栽培（平成26年：約2万7千ha）等の省力栽培技術の導入等を推進。
- さらに、農業生産資材業界の再編や法規制等の見直し、資材価格等の「見える化」により、生産資材価格の引下げを推進するとともに、作期分散等による農機具の効率活用を推進。

K P I の進捗状況・今後の取組方針②

KPI

2025年までに飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年度比2倍に向上（担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減（約7,615円））

今後10年間（2023年まで）で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。

6次産業の市場規模を2020年に10兆円とする。

進捗状況と要因分析

- 目標達成時期が2025年で、目標達成期間が10年であり、初年度である2015年産の飼料用米の生産費を把握し、公表。
- KPIの進捗評価に必要となる2016年度の実績は、2017年10月頃に確定することから、現段階では評価が困難。

- 法人経営体数は、年々着実に増加し、2016年現在は、対前年比10%増の20,800法人。
- 各都道府県に法人化の推進体制があるが、経営体ごとの個別の掘り起こしが不十分。

- 6次産業化の市場規模については、4.7兆円（2013年度）から5.1兆円（2014年度）まで増加（前年度比8%増）。
- 輸出について、引き続き取組を強化するとともに、加工・直売等の取組を加速化させる必要がある。

今後の対応方針

- 現場で取組可能な飼料用米の生産コスト低減策をとりまとめた「飼料用米生産コスト低減マニュアル」の周知や、「飼料用米多収日本一」表彰を開催し、受賞者の取組を広く紹介することにより、優れた技術を横展開。
- 引き続き、多収品種の導入、多収を実現する低コスト栽培技術の普及により単収の向上（2025年度目標：759kg/10a）等を図り、生産コストの低減を推進。

- 目標を達成に向け、増加ペースを加速化させるため、各都道府県において、税理士や中小企業診断士などの専門家によるアドバイスなど農業者へのサポート体制を強化。
- 政策資金借入時など、融資相談の機会に、本人同意の上で金融機関が得た情報を活用し、都道府県の推進体制が法人化を働きかけ。
- 法人化計画を有する集落営農に対して、地域の行政・農業機関が一体となり、法人化を働きかけ。

- KPI目標を達成するためには、毎年1割程度増加させる必要があることから、今後は更に、一層強力に取組を進めていかなければならないところ。
- 一次産業と他産業との連携による「加工・直売」、「地産地消」、「バイオ・再エネ」などを推進し、その進捗状況をフォローアップすることにより一層推進。

K P I の進捗状況・今後の取組方針③

KPI

酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増させる。

進捗状況と要因分析

- 酪農の6次産業化の取組件数は236件(2014年)から303件(2016年4月末)まで増加。
- 取組開始から2年が経過し、取組件数の伸びが鈍化しており、今後、更なる酪農家のニーズの掘り起こし等が必要。

今後の対応方針

- 多様な消費者ニーズに対応し、6次産業化に取り組む酪農家を支援するため、引き続き、特色ある生乳を指定団体を通さず直接販売するといった生乳取引制度の周知等を推進。
- さらに、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を通じて、6次産業化等をより一層推進。

2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を前倒して達成する。

- 2016年の農林水産物・食品の輸出額は、7,503億円と4年連続で増加。
特に、米、牛肉、ぶどう、いちご、緑茶等農産物の多くの品目で輸出額が大きく増加。他方、水産物は天候不良や不漁等の影響で減少。

「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において、輸出額目標は2019年に1年前倒し。

- 今後、更に輸出を拡大するため、「農林水産業・地域の活力創造本部」において昨年5月に取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、
 - ① 海外市場のニーズ把握や需要の掘り起こし
 - ② 国内の農林漁業者・食品事業者の販路開拓のための相談体制の強化や商談会出展等への支援
 - ③ コールドチェーンの整備など生産物を海外に運ぶ物流の高度化への支援
 - ④ 輸出先国・地域の輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉など政府が主体的に行う輸出環境の整備等の取組を実行していくとともに、昨年11月に取りまとめられた「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」に基づき、
 - ① ハード面として、空港や港湾に近い卸売市場や生産物の流通・加工施設等の輸出拠点の整備
 - ② ソフト面として、オールジャパンでのプロモーション、ブランディング、輸出事業者へのサポートを担う新たな機関の創設等を行っていく。

農業競争力強化プログラム（概要）

農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。

このため、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革をはじめ13項目について以下のとおり取り組み、更なる農業の競争力強化を実現する。

1. 生産資材価格形成の仕組みの見直し

（肥料、農薬、機械、飼料など）

（1）生産資材価格の引下げ

- 国際水準への価格引下げを目指す
- 生産資材業界の業界再編の推進
- 生産資材に関する法規制の見直し
- 国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

（2）全農改革（生産資材の買い方の見直し）

- 全農は、
- 農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化
 - 外部の有為な人材も登用し、資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の組織に転換
 - 入札等により資材を有利に調達
 - 農協改革集中推進期間に十分な成果が出るよう年次計画を立てて改革に取り組む

2. 流通・加工の構造改革

（卸売市場関係業者、米卸売業者、量販店など）

（1）生産者に有利な流通・加工構造の確立

- 効率的・機能的な流通・加工構造を目指す
- 農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進
- 中間流通（卸売市場関係業者、米卸売業者など）について、抜本的な合理化を推進し、事業者の業種転換等を支援
- 量販店などについて、適正な価格での販売を実現するため、業界再編を推進
- 国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

（2）全農改革（農産物の売り方の見直し）

- 全農は、
- 中間流通業者への販売中心から、実需者・消費者への直接販売中心にシフト
 - 必要に応じ、販売ルートを確立している流通関連企業への出資を推進
 - 委託販売から買取販売へ転換
 - 輸出について、国ごとに、商社等と連携した販売体制を構築
 - 農協改革集中推進期間に十分な成果が出るよう年次計画を立てて改革に取り組む

3. 人材力の強化

- 新規就農者が営農しながら経営能力の向上に取り組むために、各県に「農業経営塾」を整備
- 法人雇用を含めた就農等を支援
- 外国人技能実習制度とは別の外国人材活用スキームの検討

4. 戦略的輸出体制の整備

- 平成31年の1兆円目標に向けて、本年5月の「農林水産業の輸出強化戦略」を具体化
- 日本版SOPEXAの創設（農業者の所得向上に繋がるブランディング・プロモーション、輸出サポート体制）

5. 原料原産地表示の導入

- 消費者の選択に資するため、全ての加工食品について
- 重量割合上位1位の原材料について、国別の重量順に表示することを基本
 - 実行可能性を考慮したルールを設定

6. チェックオフ（生産者から拠出金を徴収、販売促進等に活用）の導入

- チェックオフを要望する業界における検討手順（推進母体・スキーム・同意要件）を定め、一定以上の賛同で法制化に着手

7. 収入保険制度の導入

- 適切な経営管理を行っている農業経営者の農業収入全体に着目したセーフティネットを導入
 - ・ 青色申告している農業経営者が加入
 - ・ 農業収入全体を対象
 - ・ 過去5年の平均を基準収入とし、収入減の一定部分を補てん
 - ・ 保険方式と積立方式とを併用
- 併せて、現行の農業共済制度を見直し
 - ・ 米麦の共済制度の強制加入を任意加入に変更

8. 土地改良制度の見直し

- 農地の集積・集約化を進めるため、農地集積バンクが借りている農地のほ場整備事業について、農地所有者等の費用負担をなくし、事業実施への同意を不要とする

9. 農村の就業構造の改善

- 農村に就業の場を確保するため、工業等に限定せず、サービス業等についても導入を推進

10. 飼料用米の推進

- 多収品種の導入等による生産コスト低減、耕種農家・畜産農家の連携による畜産物の高付加価値化を図る取組等を推進

11. 肉用牛・酪農の生産基盤強化

12. 配合飼料価格安定制度の安定運営

- 肉用牛・牛乳乳製品の安定供給を確保するため、繁殖雌牛の増頭、乳用後継牛の確保、生産性の向上、自給飼料の増産等を推進
- 配合飼料価格安定制度の安定的な運営

13. 生乳の改革

- 生産者が自由に出荷先を選べる制度に改革
- 指定団体以外にも補給金を交付
- 全量委託だけでなく、部分委託の場合にも補給金を交付

農業競争力強化プログラムの実施のための法整備

農業競争力強化プログラム

(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)

農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要。

このため、生産から流通・加工、消費にわたる13項目の構造改革を進め、更なる農業の競争力強化を実現。

これらの改革を着実に実現するため、以下の法案の今通常国会への提出を予定

- ・ 生産資材価格の引下げ
- ・ 流通・加工構造の改革

農業競争力強化支援法案【提出済み】

- ・ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関し、国の責務及び国が講ずべき施策等
- ・ 農業生産に関連する事業の再編等を促進するための措置等

農業機械化促進法を廃止する等の法律案【提出済み】

主要農作物種子法を廃止する法律案【提出済み】

- ・ 土地改良制度の見直し
- ・ 農村の就業構造の改善

土地改良法等の一部を改正する法律案

- ・ 農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする土地改良事業の円滑化等

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案

- ・ 農村地域への導入を促進する産業の業種の拡大等

- ・ 戦略的輸出体制の整備

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案

- ・ 農林水産業の国際競争力の強化を図るための J A S 規格の制定範囲の拡大等

- ・ 生乳の生産・流通改革

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案

- ・ 加工原料乳を対象とする生産者補給交付金等の交付対象となる事業者の範囲の拡大等

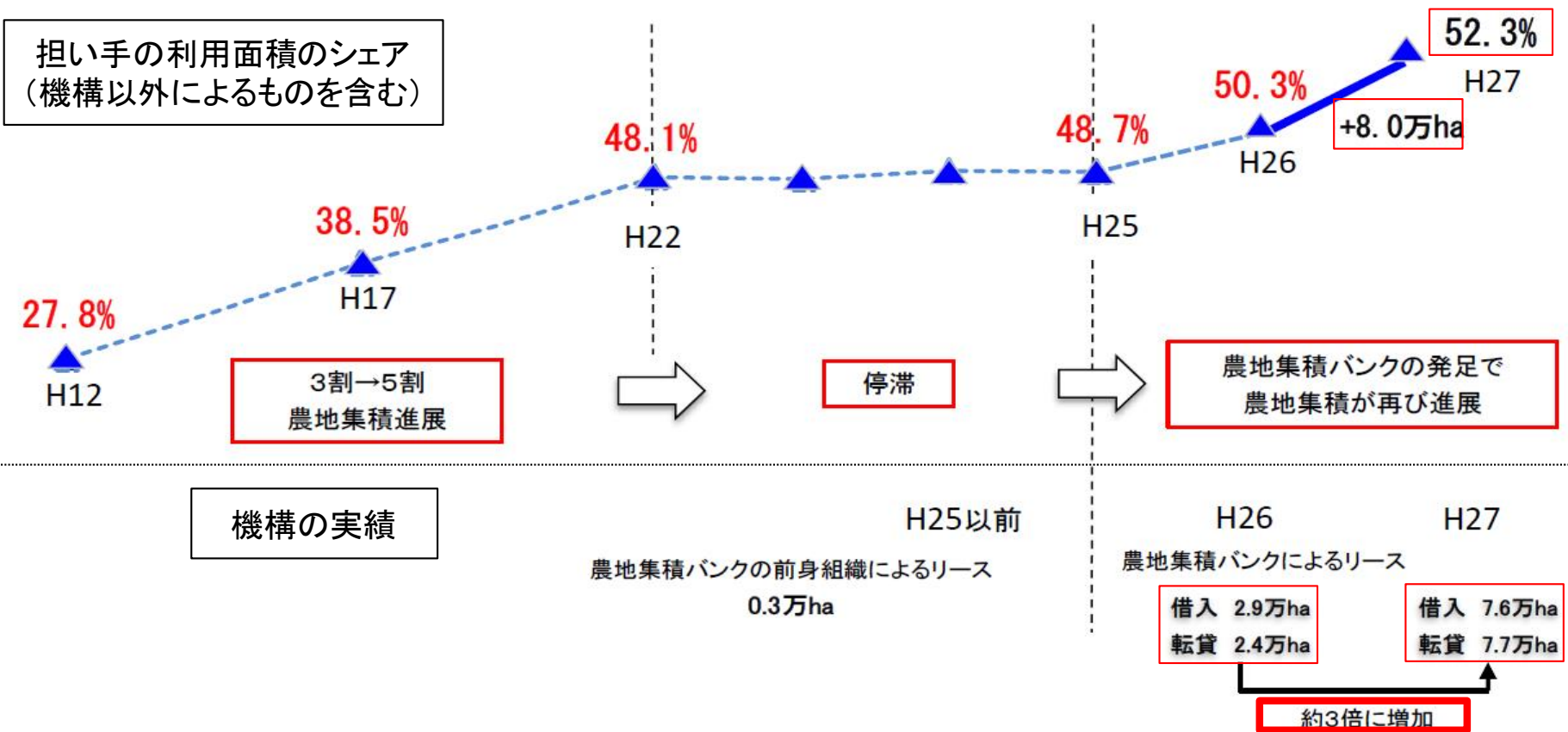
- ・ 収入保険制度の導入

農業災害補償法の一部を改正する法律案

- ・ 農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための保険の事業の創設等

農地中間管理機構の実績等について

- 担い手への農地集積・集約化を加速化する（平成35年度までに、担い手の農地利用割合を5割から8割まで拡大させる。）ための究極の手段として、公的機関である農地中間管理機構を整備。
- 活動を開始した平成26年度以降は担い手への集積率が再び上昇に転じた。
- 中間管理機構の実績も、農林水産業・地域の活力創造本部で確認された機構を軌道に乗せるための方策を推進してきた結果、平成27年度の機構の実績は、初年度（26年度）の3倍程度に拡大。
・県によって濃淡はあるものの、初年度の手探り状態を脱し自信を持って取り組む県が多くなってきているところ。
- 特に取組が進んでいる福井県や鳥取県などでは、県や機構の幹部が各市町村長に対して農地集積の必要性を訴えるなどリーダーシップを発揮し、事業を推進。



(参考) 農地中間管理機構の借入・転貸面積の状況

都道府県	年間集積 目標面積 (ha) (①)	平成27年度の機構の借入・転貸面積の状況			
		機構の 転貸面積 (ha) (②)	うち新規集積面積 (ha) (③)	年間集積目標に 対する機構の寄 与度 (④=③/①)	機構の寄与 度に基づく順 位
福 井	1,600	2,832	953	60%	1
石 川	2,030	1,350	1,108	55%	2
秋 田	4,640	3,679	2,038	44%	3
岩 手	6,740	5,222	2,327	35%	4
山 形	4,900	5,105	1,683	34%	5
宮 城	5,580	2,905	1,752	31%	6
新 潟	6,570	4,021	1,898	29%	7
広 島	1,620	1,187	473	29%	7
富 山	2,330	1,569	662	28%	9
鳥 取	1,090	713	300	28%	9
島 根	1,560	900	405	26%	11
滋 賀	2,340	1,749	495	21%	12
兵 庫	3,580	2,235	758	21%	12
茨 城	6,130	3,557	1,254	20%	14
山 梨	750	213	151	20%	14
山 口	2,280	1,472	464	20%	14
三 重	2,670	969	501	19%	17
福 岡	4,170	2,264	800	19%	17
岐 阜	2,750	2,756	507	18%	19
福 島	5,420	2,576	906	17%	20
京 都	1,170	773	182	16%	21
香 川	1,270	400	197	16%	21
長 崎	2,700	1,421	407	15%	23
宮 崎	3,090	1,898	433	14%	24

都道府県	年間集積 目標面積 (ha) (①)	平成27年度の機構の借入・転貸面積の状況			
		機構の 転貸面積 (ha) (②)	うち新規集積面積 (ha) (③)	年間集積目標に 対する機構の寄 与度 (④=③/①)	機構の寄与 度に基づく順 位
鹿 児 島	6,270	2,761	897	14%	24
岡 山	1,910	506	245	13%	26
栃 木	6,230	1,249	725	12%	27
奈 良	490	172	60	12%	27
青 森	7,270	1,813	835	11%	29
熊 本	5,620	1,893	615	11%	29
大 分	3,260	1,098	349	11%	29
大 阪	230	36	22	10%	32
千 葉	3,980	786	347	9%	33
北 海 道	9,560	9,475	642	7%	34
愛 知	3,720	479	253	7%	34
埼 玉	2,590	632	163	6%	36
長 野	5,010	1,469	314	6%	36
静 岡	3,580	440	210	6%	36
徳 島	890	81	50	6%	36
高 知	1,100	170	70	6%	36
群 馬	3,240	373	133	4%	41
佐 賀	1,200	1,403	33	3%	42
和 歌 山	1,190	56	26	2%	43
愛 媛	2,320	179	56	2%	43
東 京	240	2	2	1%	45
神 奈 川	600	15	3	1%	45
沖 縄	1,730	15	11	1%	45
計	149,210	76,864	26,715	18%	—
(参考)前年度	149,210	23,896	7,349	5%	—

農地中間管理機構の機能強化

- 農地中間管理機構の実績については、毎年、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部で評価が行われるとともに、「機構を軌道に乗せるための方策」の検討・確認が行われている。
- 引き続き、各都道府県・農地中間管理機構が「機構を軌道に乗せるための方策」に基づく改善を行うことで機構の実績の更なる拡大を図り、K P Iの目標達成に向け全力をあげていく考え。
- なお、農地中間管理機構の取組には地域差が見られるようになっており、取組が進んでいる平場の水田地域に加え、今後は、①基盤整備の活用や優良事例の横展開などによる中山間地域での取組の推進、②産地協議会と機構の連携による集積と改植の推進による果樹産地での取組強化を図っていく。

【機構を軌道に乗せるための方策】

1. 農地中間管理機構・都道府県の意識改革と役職員等の体制整備
2. 地域の話合いの推進と出し手の掘り起こし
3. 農地所有者の農地中間管理機構への貸付インセンティブの強化
4. 農地中間管理機構と農地整備事業等との連携強化
5. 農地情報公開システムの機能向上

【改善策の実施状況等】

1. ①機構の現場職員 約400人(H27年度)→約500人(H28.12月)に増加。
②機構の実績をあげた県に各般の施策について配慮する仕組みを導入。(経営体育成支援事業及び28補正担い手確保・経営強化支援事業)
2. 機構集積協力金について、国から各県への交付は機構による新規集積面積に応じた額とし、その範囲内で各県が単価等を地域の実情に応じて調整できるようにした。
3. 農地所有に係る固定資産税の税制改正(遊休農地の課税強化と機構に貸したときに課税軽減)が実現。これを所有者に積極的に周知。
4. 農地整備事業等との連携 1,022地区(H27年度)→1,488地区(H28年度)
機構の借入農地の事業について所有者の費用負担や同意を求めない制度を創設予定。
5. 28年度より、検索条件のお気に入り登録や検索速度の向上等のバージョンアップを実施し、今後は農業委員会の最新の農地情報が反映されるようデータ整備を進め、一元的なクラウドシステムとして本格稼働。

6次産業化の推進①（A-FIVEの出資決定状況）

- 地域における6次産業化を出資という新たな手法により推進するため、官民ファンドとして、(株)農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）を立ち上げ、6次産業化の取組に対し支援を実施してきたところ。
- これまでに全国に49のサブファンドが設立され、109件の事業者への出資等による支援を行い、地域における6次産業化の推進に貢献しているところ。この中には、地域において輸出促進に取り組む案件も含まれているところ。

サブファンドの設立状況について

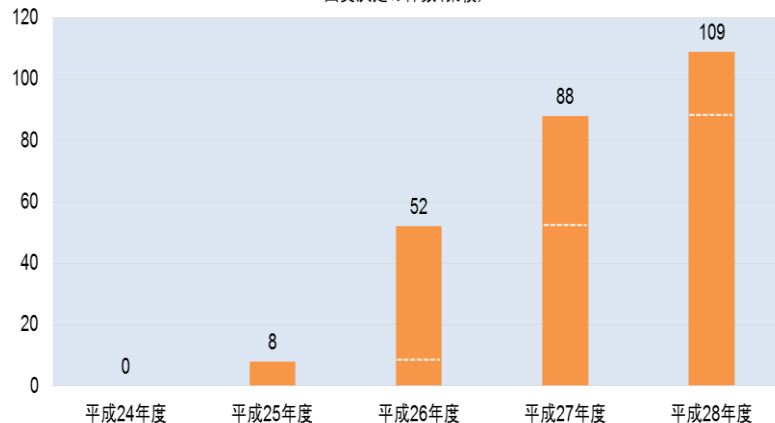
49サブファンド 総額 700億円
(うちA-FIVE分 350億円)

農林漁業成長産業化ファンドの出資決定の状況について

出資決定案件 109件 出資決定額 82.3億円

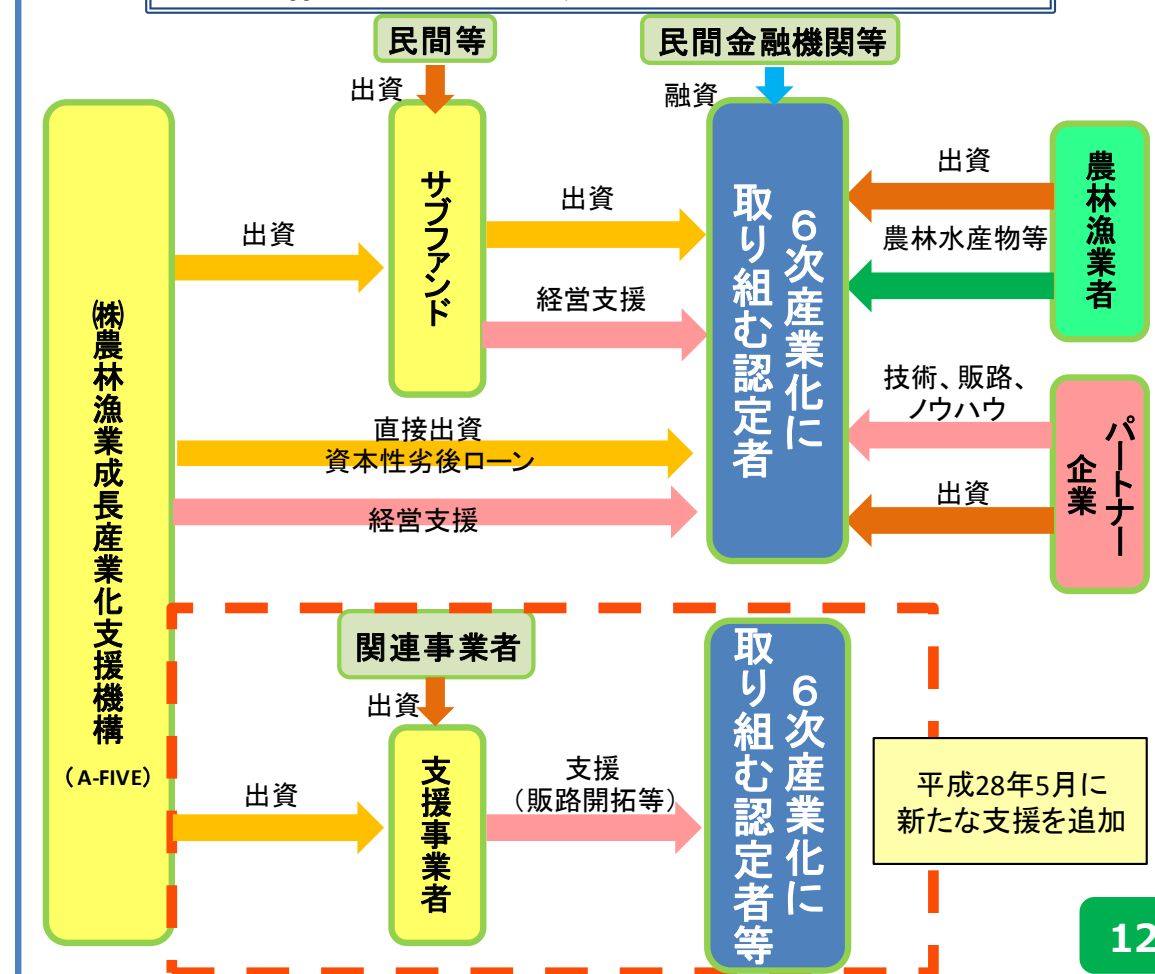
A-FIVE 直接出資 2件 出資決定額 15.01億円
サブファンド出資 107件 出資決定額 67.29億円
(うちA-FIVE分33.65億円)

出資決定の件数(累積)



(平成29年2月14日現在)

農林漁業成長産業化ファンドによる資金・支援の流れ



6次産業化の推進②（A-FIVEの活用促進）

- 更なる出資等による6次産業化を推進するため、A-FIVEによる直接出資手法を積極活用した広域・大型案件の組成を促進するとともに、平成28年5月に支援基準（大臣告示）を改正し、6次産業化に取り組む農林漁業者の国内外の販路開拓を支援する事業者をA-FIVEの出資対象に追加したところ。
- 今後、農業法人等が6次産業化に取り組む場合における直接的な支援が可能となるよう支援基準（大臣告示）を改正予定。

農林漁業成長産業化ファンドを活用した事例

畜産業者の外食展開事業

出資決定日：H27.12.11(A-FIVE直接出資)、H27.12.22(サブファンド出資)
出資決定額：1,001百万円(直接出資)、250百万円(125百万円(A-FIVE出資分))

農林漁業者

肉牛の提供

パートナー

食品加工・外食事業
ノウハウの提供

(株) ビースマイルプロジェクト

【鹿児島県鹿児島市】



- 南九州を中心に肉牛を生産する畜産業者が、パートナー企業が有するノウハウを活用し、外食事業を展開。
- 将来的に、畜産・酪農事業を多角的に展開し、独自に販路を確保することにより、地元農畜産物の付加価値向上を図るとともに、地域における生産基盤の維持拡大に貢献。

生産

・鹿児島県を中心とする南九州の畜産農家が、自ら生産した牛肉を出荷

加工

・パートナー企業の食品加工ノウハウを活用し、原材料牛肉等の付加価値向上を図る

販売

・生産から販売まで一体となった取組により、消費者ニーズに応じた品質、価格帯で販売

新潟産輸出米の生産・販売プロジェクト

サブファンド名：だいいし食品産業活性化ファンド投資事業有限責任組合
出資決定日：H27.4.14
出資決定額(百万円)：100(50)

農林漁業者

生産技術・販路の提供

(株) 新潟農商
【新潟県新潟市】



- 農業参入企業と周辺農業者が、新潟県産米をシンガポールなどアジア諸国に輸出。
- 海外需要のニーズを農業者へフィードバックするとともに、参入企業が有する生産技術等の積極的な導入を通じ、生産コストの削減、労働時間の短縮等を実現。

生産

・輸出用米に特化した米生産
・鉄コーティング直播等の導入により生産コストを削減

流通

・玄米のまま海外へ出荷し、現地精米することで鮮度の高い商品を提供

販売

・現地法人と連携した販売を実施。
・外食向けに加え、消費者向けにも販路を拡大

投資対象となる法人範囲の拡大

- 農林漁業成長産業化ファンドの支援対象として、農業法人等が6次産業化に取り組む場合における直接的な支援を追加予定。
(支援基準（大臣告示）を改正予定)

＜株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（現行）より抜粋＞

- 1 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき事項（略）
- (2) 産業分野の連携
農林漁業以外の業種に属する事業者（以下「異業種事業者」という。）から出資を受けること等により農林漁業を行う法人とは別に設立された2次産業・3次産業の分野における農林漁業者主体の法人が、農林漁業以外の業種の技術・ノウハウを活用しつつ、農林漁業と一体的に地域資源の価値を高めることを目指すものであること。
(略)

林業・木材産業の成長産業化

- 我が国の森林資源は本格的な利用期を迎え、木材自給率は5年連続で上昇して平成27年は33.2%となった。
- また、昨年、①森林・林業基本法に基づく概ね5年ごとの「森林・林業基本計画」の見直し、②国産材の安定供給と再生林の確保等を主眼とした森林法等の改正を行ったところ。
- 今後は、「伐って」、「使って」、「また植える」という持続可能な資源循環の構築、林業・木材産業の成長産業化を通じて、地方創生に貢献することを目指す。

新需要の創出と木材利用の促進

○CLT・耐火部材の開発・普及

CLTに関する建築基準法に基づく告示の公布・施行を受けて、**CLT需要を掘り起こし**、本格的に利用を促進。併せて、中高層建築に欠かせない**耐火部材の開発**を推進。

○木質バイオマスの利用拡大

主に未利用木材を使用する発電施設が、**34箇所稼働中**（平成28年10月末）。**燃料材の安定供給**や、**小規模発電・熱利用**を今後推進。セロ・サファイバーについては、**実用化に向けた研究開発等**を推進。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした木材利用の促進

「木材利用等に関するワーキングチーム」（国、東京都、組織委）を平成27年10月から開催。WT等を通じ、大会関連施設等への木材利用を促進。

○木材・木材製品の輸出促進

輸出額は、平成以降最高額に増加（238億円（平成28年））。**丸太中心の輸出から付加価値の高い製品の輸出への転換**を図るため、日本産木材の認知度向上や木材製品のブランド化、商談会等販売促進活動を推進。

国産材の安定供給体制の構築

○施業集約化の推進

森林境界・所有者の明確化、地理空間情報やICTの活用による森林情報の把握に取り組むとともに、森林法改正を受けて市町村による**林地台帳の整備を進め、施業の集約化を推進**。

○人材の育成

若手林業技術者を育成する林業大学校等が今年度4県で開校するなど、全国で14校に増加。引き続き、「**緑の雇用**」事業等を通じ、林業への就業前の青年から現場管理を担う責任者までの幅広い**人材の育成を推進**。

○計画的な森林整備

間伐や路網整備、再生林等の森林整備・保全を進め、木材の安定供給を図るとともに、森林吸収量の確保を推進。

○大規模合板・製材工場等の整備の推進

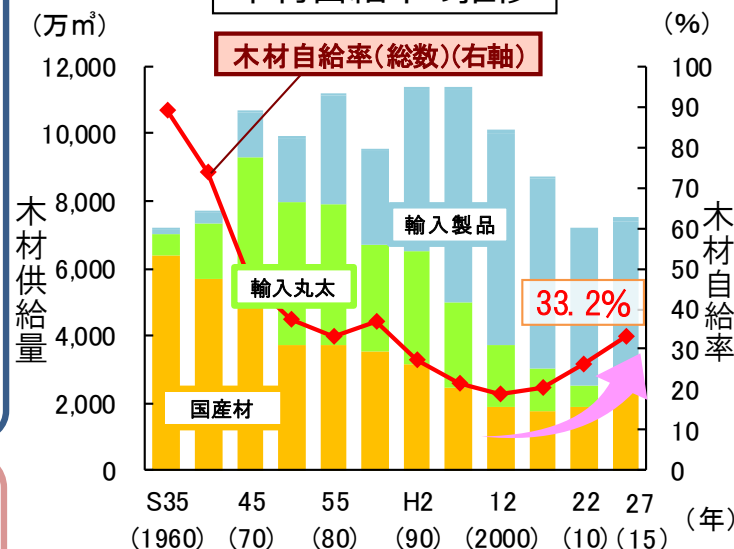
地域材を利用する**大規模合板・製材工場等の整備を推進**（平成28年の合板供給量は、国産針葉樹を利用した合板が牽引し、21年ぶりに国産合板が輸入合板を上回る。）。

○林業成長産業化地域

新たに平成29年度予算で「**林業成長産業化地域創出モデル事業**」を立ち上げ、地域の森林資源を循環利用し、地元への利益還元により、地域の活性化を図る取組を、モデル的に選定して、重点的に支援予定。

国有林においても、民有林と連携してICTを活用した森林資源情報の整備技術の実証・普及。

木材自給率の推移



中高層建築物等への木材利用の拡大



福祉施設（奈良県奈良市）

- ◆ CLT（※）を用いた5階建て建築物

※ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。



福祉施設（東京都足立区）

- ◆ 木造の耐火5階建て老人ホームは全国初。
- ◆ 中高層木造建築物としては日本最大級。

水産業の成長産業化

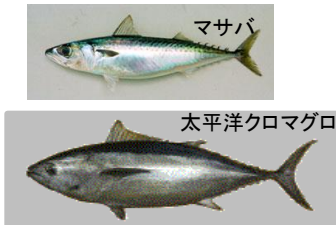
- 漁業者自らが、漁業・漁村の構造改革を目指す「浜の活力再生プラン」を今年度末までに全国で600件策定。複数の漁村地域が連携する「広域浜プラン」を2017年度末までに170の地域・業種で策定。
- IQ方式の試験を全船に拡大して本格実施。漁業者等が作成する資源管理計画の評価・検証等を順次実施。
- 漁港の衛生管理、水産加工施設のH A C C P 対応の推進等による水産物輸出拡大や流通促進等を図る。
- 養殖についても生産コスト削減や品質向上等強みのある水産物の生産・輸出に向けた取組を促進。

施策の実行状況

資源管理の高度化

- 資源管理計画の評価・検証
→ 1,868計画のうち、**平成27年度に5年目を迎える1,449計画の評価・検証を実施し、平成28年度に当該計画の見直し・改善を推進中**。平成28年度以降、5年目を迎える計画も順次実施。
- IQ（個別割当）方式の試験的实施
→ 北部太平洋で操業する大中型まき網漁船の一部を対象に平成26年に開始したサバ類のIQ試験については、**平成27年10月から対象を全船に拡大して本格的な試験を実施中**。
- TAC（漁獲可能量）制度の対象魚種追加
→ **太平洋クロマグロ**について、**TAC法に基づく管理を行うべく検討**。

資源管理計画の評価・検証

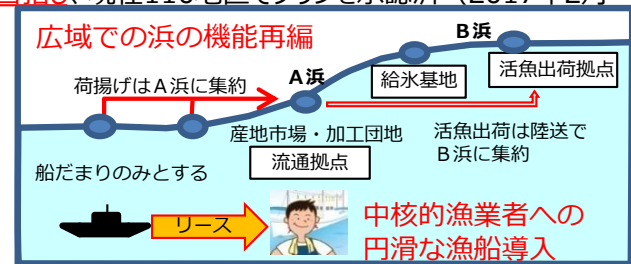


養殖業の競争力強化

- 飼料や種苗の天然資源への依存度の引き下げ・コスト削減
→ **低魚粉配合飼料使用**による養殖技術の確立・普及、生産コストの抑制手法や収入の増加に繋がる新たな養殖手法の開発を実施。**養殖用生餌の安定供給の実証的取組**を支援。
- 周年・安定的な出荷による有利販売の実現
→ ブリ類では周年出荷、高成長、寄生虫耐性等の**優良家系を作出できる育種技術を開発**。

浜の活力再生プラン

- 「浜の活力再生プラン」の策定
→ 浜ごとに漁業者・漁協自らが食品企業や流通業者、商工会等と連携して、収入向上・コスト削減の対策に取り組む「浜の活力再生プラン」の策定を平成25年度補正予算から支援。**2016年度末までに全国の水揚量の約7割をカバーする600地区で策定を目指し**、現在、588地区でプランを承認済（2017年2月23日現在）。
- 「広域浜プラン」の策定
→ 複数の漁村地域が連携し広域での市場統合や既存施設の再編整備、中核的担い手の育成等に取り組む「広域浜プラン」の策定を平成27年度予算から支援。**2017年度末までに170地域・業種で策定を目指し**、現在110地区でプランを承認済（2017年2月23日現在）。



水産物の輸出の促進

- 水産物の輸出拡大
→ 水産物の輸出額の目標（2019年に3,500億円）達成に向け、拠点漁港における高度衛生管理型の陸揚施設や荷捌き所を整備するとともに、**2014年から厚生労働省に加え、水産庁も水産加工場のEU向けH A C C P 認定業務を開始し**、13施設を認定（2017年2月23日現在）。
- 流通促進
→ 水産物加工・流通の**先進的取組（新商品開発や未利用魚の活用等）**を支援。

参 考 資 料

米の生産コスト低減の取組

- 担い手への農地集積・集約を加速化するとともに大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映して農機具費等の生産資材費の低減を推進。

目指す姿：農地集積・集約の加速化及び省力栽培技術・品種の開発・導入等により、生産コスト低減を実現

- 今後10年間（2023年まで）で担い手の米の生産コストを2011年全国平均（1万6千円／60kg）から4割低減し、所得を向上。

担い手への農地集積・集約等

- 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割を担い手に集積
 - ・分散錯圃の解消
 - ・農地の大区画化、汎用化

（参考）米の生産コスト（2013年産）
全国平均：1万5千円/60kg
15ha以上層：1万1千円/60kg

省力栽培技術の導入

直播栽培（育苗・田植えを省略）

（実証例）
労働時間
18.4時間/10a→13.8時間/10a
（移植）（直播）
費用（利子・地代は含まない）
103千円/10a→93千円/10a
（移植）（直播）



鉄コーティング種子



無人ヘリの活用も可能

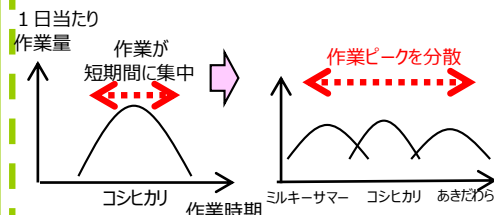
ICTを活用した作業管理

作業のムダを見つけて手順を改善
（実証例）
田植え作業時間
1.62時間/10a→1.15時間/10a
（補植作業時間の削減）

大規模経営に適合した品種

作期の異なる品種の組み合わせ

作期を分散することで、同じ人数で作付を拡大でき、機械稼働率も向上



多収品種

単収
530kg/10a→700kg/10a
（全国平均）（多肥栽培で単収増）
生産費
16千円/60kg（全国平均）
→13千円/60kg（試算）

生産資材費の低減

農業生産資材価格の引下げ

- ・生産資材業界の再編や法規制等の見直し
- ・生産資材価格等の「見える化」

農業機械の低コスト仕様

- ・基本性能の絞り込み
 - ・耐久性の向上
- ⇒基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開等（標準モデル比2～3割の低価格化）



肥料コストの低減

- ・土壌診断に基づく施肥量の適正化（肥料の自家配合等）、精密可変施肥
 - ・フレキシブルコンテナの利用（機械化による省力化等）
- ⇒土壌改良資材のフレコン利用（20kg袋比7%低価格化）



合理的な農薬使用

- ・発生予察による効果的かつ効率的防除
 - ・輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除（IPM）
- ⇒化学農薬使用量抑制

未利用資源の活用

- ・鶏糞焼却灰等の利用
- ⇒従来品比7%低価格化



飼料用米の生産コスト低減の取組

- 飼料用米の生産コスト低減に向けて、多収栽培や作業の合理化などの現場で取組可能な飼料用米の生産コスト低減策をとりまとめた「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を作成し、地域の研修会等を通じて普及。
- また、飼料用米生産農家の生産水準の向上を推進するため、平成28年度から新たに「飼料用米多収日本一」を開催。生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介。
- これらを活用しながら、多収品種の導入促進（多収品種の導入割合 平成26年産：39% → 28年産：43%）、多収を実現する低コスト栽培技術の普及などにより生産コストの低減を推進。

□ 「飼料用米生産コスト低減マニュアル」のポイント

- マニュアルでは現場で取組可能な生産コスト低減の取組を紹介しています。

**多收
實現**



- 多収を実現することで生産コストを低減することが可能です。

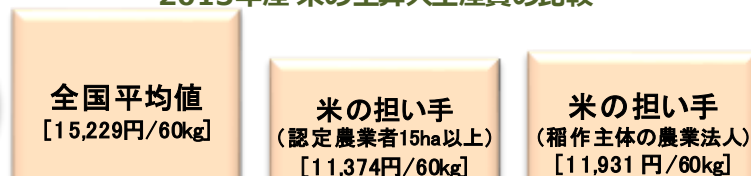
例えば…

低減技術



- 先端技術による作業の合理化で、生産コスト低減が可能です。

**規模
拡大**



- 団地化・経営規模拡大を図ることで生産コスト低減が可能です。

□ 「飼料用米多收日本一」表彰

■ 内 容

全国の飼料用米生産者のうち

- ①多収品種（知事特認含む）で、
②作付面積がおおむね1 ha以上、
③生産コスト低減等に取り組む

経営体からの応募を受け、平成28年産飼料用米の10a当たりの収量が優れる経営体を表彰します。

また、受賞者の取組を広く紹介し、優れた技術の横展開を図ります。

■ 褒賞区分

- ・農林水産大臣賞
- ・政策統括官賞
- ・全国農業協同組合中央会会長賞
- ・全国農業協同組合連合会会長賞
- ・協同組合日本飼料工業会会長賞
- ・日本農業新聞賞

■ スケジュール

平成28年 6月30日	応募締切
平成29年 1月末	確定収量の報告
2月	審査委員会
3月	表彰式

■ 応募数

全国合計 448 件



担い手の生産コスト5割減の実現を目指す

経営感覚に優れた担い手の確保・育成と法人化の推進

○ 法人経営体数は、年々着実に増加し、直近では20,800法人（2016年2月）。2023年までに5万法人とする目標を達成するには、法人経営体の増加ペースを更に加速化させる必要。

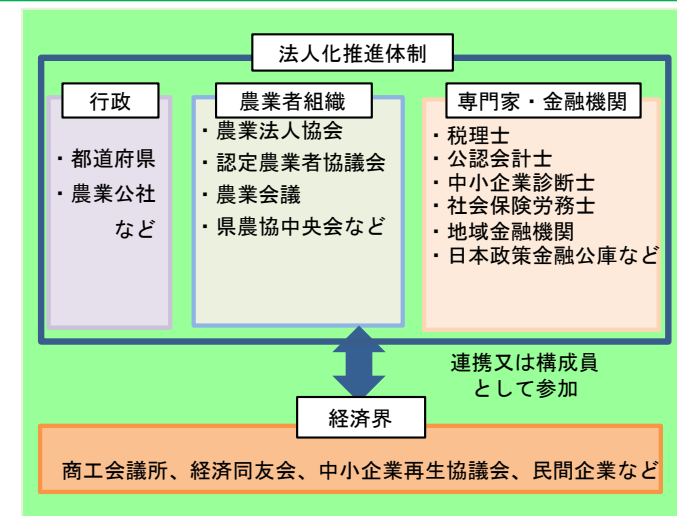
年次	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
法人経営体数（経営体）	12,511	13,700	14,100	14,600	15,300	18,857	20,800

出典：2010、2015年は全数調査（農林業センサス）の集計値であるのに対し、2011～2014、2016は抽出調査（農業構造動態調査）による推計値。

○ 法人化を推進するため、各都道府県に、行政や農業者団体に加えて法人化に向けた具体的なアドバイスが可能な税理士・中小企業診断士などの外部の専門家が参加する法人化推進体制を整備し、専門家の派遣・相談対応等の取組を進めているところ。

○ 今後更に、29年度予算等も活用し、各都道府県の法人化推進体制を通じた、農業者へのサポート体制を強化。

- ① 政策資金借入時など、融資相談の機会に、本人同意の上で金融機関が得た情報を活用し、都道府県の推進体制が法人化を働きかけ。
- ② 集落営農について、法人化計画を有するところを中心に、県、市町村、普及のほか、農業関係機関が一体となって法人化の相談・提案活動等を充実。



○ また、法人化後の経営の安定と質の向上に資するよう、経済界の協力を得て人材マッチングの仕組みの整備に着手。農業法人等が他産業のノウハウや経験を持つ人材を採用し、更なる経営発展に活かしていく取組を推進。

平成28年10月24日に農業界と経済界双方の6団体が一体となった「農業界と経済界の人材マッチング推進協議会」を設置。

今後、人材マッチングの普及モデルの構築に向けて、農業界の求人ニーズの収集等を推進。

人材マッチング推進協議会

<構成メンバー>

<農業界>

公益社団法人日本農業法人協会、全国農業協同組合中央会、一般社団法人全国農業会議所

<経済界>

一般社団法人日本経済団体連合会、公益社団法人経済同友会、日本商工会議所

<事務局>

平成28年度：公益社団法人日本農業法人協会、株式会社日本雇用創出機構、株式会社パソナ農援隊

酪農の6次産業化の推進

- 酪農家の創意工夫による6次産業化等の取組を支援し、市場のニーズに的確に対応したマーケットインの発想に基づく酪農の付加価値創出を促進するため、指定団体との生乳取引の多様化を推進。
- 酪農家による6次産業化の取組は、平成26年4月の236件から、平成28年4月には303件まで増加。

指定団体との生乳取引の多様化の推進（平成26年～）

酪農家の取組

① 牛乳・乳製品を自ら製造販売

生乳全量を自ら販売するのは難しく、一部を指定団体に委託するが、自分の生乳を使って牛乳・乳製品をより多く製造販売したい。

② 生乳を乳業者へ直接販売

生乳全量を自ら販売するのは難しく、一部を指定団体に委託するが、自分の生乳を、その特色を活かした牛乳・乳製品を製造する乳業者に、自ら販売したい。

③ 乳価交渉を自ら実施

生乳全量を指定団体に販売委託するが、特色ある生乳生産に取り組む努力を、自ら乳価交渉を行って乳代に反映させたい。

取引の多様化

◆ 生乳の自己処理量の上限拡大

生乳の一部を、指定団体に販売委託せず、自ら牛乳・乳製品に加工して販売する場合に、1日当たり処理量の上限を1.5トンから3.0トンへ拡大

◆ 特色ある生乳の直接販売

酪農家が、特色ある生乳（ジャージー種、オーガニック等）を活かした牛乳・乳製品を製造する乳業者（日量処理能力3.0トン以下）に、直接販売できるように対応

◆ 乳業者との直接交渉

酪農家が、指定団体に代わり、特色ある生乳について乳業者と直接交渉し、受取乳代に反映させることができるように対応

規制の緩和

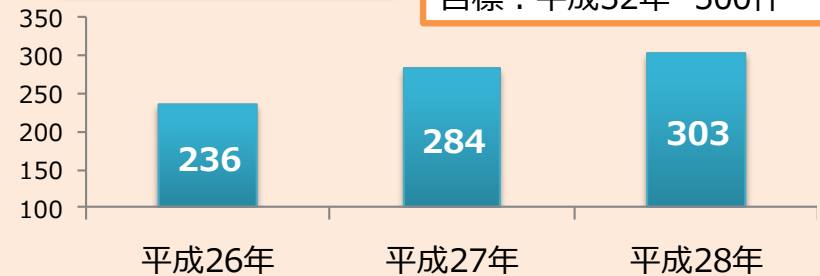
- i 小規模な乳業施設を設置して自ら牛乳・乳製品の製造・販売に取り組みたい。
- ii 輸出向けの乳業施設を設置して牛乳・乳製品の製造・輸出に取り組みたい。

◆ 乳業施設の設置規制を緩和
事務的・時間的負担の軽減を図る観点から、集約酪農地域における都道府県知事の承認に係る規制を緩和

酪農家の創意工夫による取組の推進

6次産業化の取組件数

目標：平成32年 500件



平成28年	取組件数
牛乳・乳製品を自ら製造販売	229件
生乳を乳業者へ直接販売	5件
プレミアム乳価での取引	69件
計	303件

新たな生乳取引の事例

【特色ある生乳を指定団体を通さず直接販売】

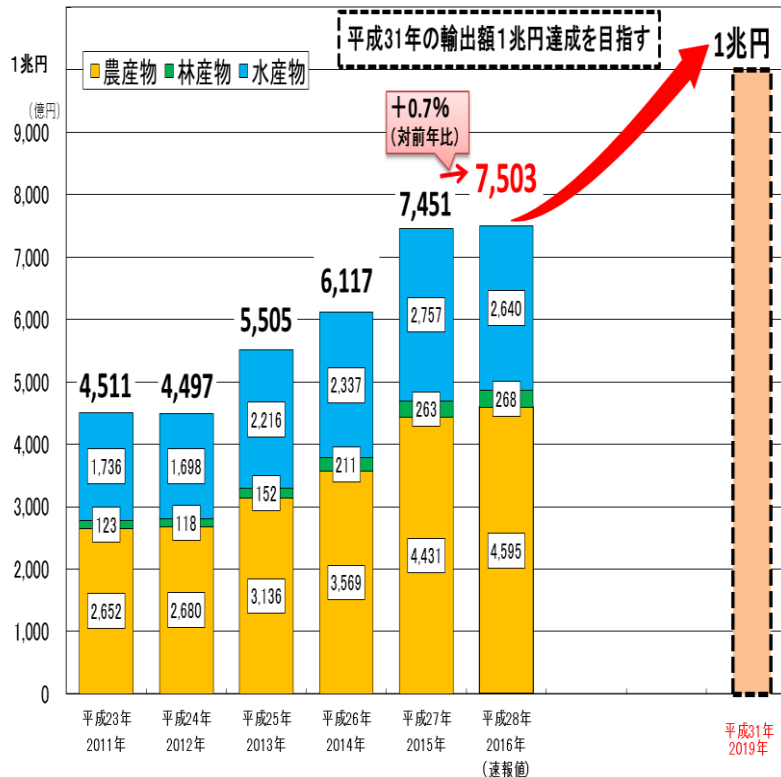
- 地元企業に対して、乳たんぱく質が豊富なブラウンスイスの生乳を直接販売。
- 当該企業は特色ある生乳を使用してアイスクリームやプリン等を製造。



農林水産物・食品の輸出実績（品目別、国別・地域別内訳）

- 平成32年の輸出額1兆円目標について、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月閣議決定）において、平成31年に1年前倒し。
- 我が国の農林水産物・食品の輸出は、平成25年から4年連続で増加し、平成28年輸出実績（速報値）は7,503億円。平成28年は円高等の影響で、我が国の輸出総額が前年比7.4%減少となる中で、米、牛肉、ぶどう、いちご、緑茶等農産物の多くの品目で輸出額が過去最高を更新。
- 品目別でみると、水産物が約4割、加工食品が約3割を占める。
- 輸出先国・地域別でみると、アジア向けが約74%、北米向けが15%を占め、1位香港、2位米国、3位台湾、4位中国、5位韓国。

農林水産物・食品の輸出額の推移



品目別内訳

（輸出額：億円）

品目	平成27年 2015年	平成28年 2016年 (速報値)	増減率
農林水産物	7,451	7,503	0.7%
農産物	4,431	4,595	3.7%
加工食品 (アルコール飲料、調味料、清涼飲料水、菓子等)	2,221	2,356	6.1%
畜産品 (食肉、酪農品、鶏卵、牛・豚等の皮等)	470	510	8.7%
穀物等 (小麦粉、米等)	368	378	2.6%
野菜・果実等 (青果物、果汁、野菜・果実の缶詰等)	350	377	7.6%
その他農産物 (たばこ、種種用の種、花き、茶等)	1,022	974	▲4.7%
林産物 (丸太、製材、合板等)	263	268	1.9%
水産物	2,757	2,640	▲4.2%
水産物(調製品除く) (生鮮魚介類、真珠(天然・養殖)等)	2,063	1,954	▲5.3%
水産調製品 (水産缶詰、練り製品(魚肉ソーセージ等))	693	686	▲1.1%

国・地域別内訳

（輸出額：億円）

輸出先国・地域	平成27年 2015年	平成28年 2016年 (速報値)	増減率
世界	7,451	7,503	0.7%
アジア	5,474	5,540	1.2%
①香港(真珠、乾燥なまこ、たばこ等)	1,794	1,853	3.3%
③台湾(たばこ、りんご、さんご等)	952	931	▲2.3%
④中国(ホタテ貝、丸太、植木等)	839	899	7.2%
⑤韓国(アルコール飲料、ホタテ貝、ソース混合調味料等)	501	512	2.3%
ASEAN	1,198	1,177	▲1.8%
⑥タイ(豚の皮、かつお・まぐろ類、さば等)	358	329	▲8.2%
⑦ベトナム(粉乳、さけ・ます、いか等)	345	323	▲6.4%
⑧シンガポール(アルコール飲料、ソース混合調味料、牛肉等)	223	234	4.8%
⑩フィリピン(合板、さば、製材等)	95	115	21.3%
マレーシア	83	73	▲12.1%
インドネシア	64	61	▲4.3%
GCC(湾岸6カ国)	113	91	▲19.3%
アラブ首長国連邦	75	55	▲26.8%
北米	1,168	1,149	▲1.6%
②米国(ぶどう、アルコール飲料、ホタテ貝等)	1,071	1,045	▲2.5%
カナダ	81	83	2.3%
欧州	467	486	4.0%
EU	400	423	5.7%
オランダ	105	114	8.5%
ドイツ	66	67	0.6%
フランス	61	65	5.6%
英国	66	61	▲7.0%
ロシア	32	31	▲1.9%
大洋州	184	173	▲6.2%
⑨豪州(清涼飲料水、ソース混合調味料、アルコール飲料等)	121	124	2.3%
ニュージーランド	27	20	▲27.8%
アフリカ	113	122	7.7%
南米	45	34	▲24.8%

※「国・地域欄」において①～⑩を付した国は、輸出先上位10カ国、うち()内は主な輸出品目。

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○ 民間の意欲的な取組への支援

1. 市場を知る、市場を耕す
(ニーズの把握・需要の掘り起し)

- 現地のニーズを継続して把握し、情報をまとめて、提供する
 - ・情報をJETROに一元的に集約・提供
- プロモーションを統一的、戦略的に行う
 - ・「国・地域別イベントカレンダー」を作成
- 多様な方法でプロモーションを行う
 - ・トップセールスや大型イベントの機会の活用
- 日本文化・食文化と一体として、売り込む
 - ・日本食や食文化等を発信する機能を持つ施設の設置・運営を支援
- インバウンドを輸出に結び付ける
 - ・外国人旅行者に農山漁村や日本食・食文化を体験してもらう取組等を拡大し、海外へ発信

2. 農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ
(販路開拓、供給面の対応)

- 輸出についての相談をしやすいとする
 - ・JETROと農林水産省の相談体制の強化
- 農林漁業者や食品事業者と貿易のプロを結びつける
 - ・海外バイヤーを国内の卸売市場や産地等に招聘しつつ商談会を開催
- 様々な販売ルート、販売手法を提案する
 - ・海外に産直市場を設置し、生産者が直接輸出する取組を支援
- 海外ニーズにマッチして、生産する
 - ・ジャパブランド定着のため、リレー出荷・周年供給体制を整備
- 海外輸入規制に適合して、生産する
 - ・輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入

3. 生産物を海外に運ぶ、
海外で売る(物流)

- 安く運ぶ
 - ・共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化
 - ・最新の鮮度保持輸送技術の普及の促進・新規技術開発
- より多く、品質を守って、運ぶ
 - ・成田空港と那覇空港の貨物エリアの整備・拡大
- 中小事業者が売りやすくする
 - ・卸売市場について、海外バイヤー等に施設を開放

4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる
(輸出環境の整備)

- 輸出手続の手間を省く、輸出の障壁を下げる
 - ・規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化するため、内閣官房に「輸出規制等対応チーム(仮称)」を設置
- 国際規格・認証をとる、本物を守る、イスラム市場に打って出る
 - ・GLOBAL G.A.P.などの国際的な認証取得の推進、日本発の国際的に通用する民間の規格・認証の仕組みの構築

5. 戦略を確実に実行する
(推進体制)

- 輸出戦略の実行をチェックし、更に進める
 - ・輸出戦略実行委員会において、輸出戦略に基づく実行状況等の検証
- 主要輸出先国で官民一体となった輸入促進体制をつくる
 - ・在外公館、輸出業者等が協力して課題解決に取り組む体制を検討

○ 意欲ある農林漁業者や食品事業者へのメッセージ

国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略

- ・それぞれの国・地域ごとに、現地の消費者の嗜好、日本や他国からの輸入の状況などを分析し、輸出拡大に向けた課題と具体的な取組を示した「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」を策定

品目別の輸出力強化に向けた対応方向

- ・米、青果物、茶、畜産物、水産物などについて品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組の方向を示した「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を策定

- 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）において、農林水産物・食品の年間輸出額の平成31年（2019年）1兆円達成に向け、「農林水産業の輸出力強化戦略」の実践に必要なハード面とソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めることとされたことを踏まえ、策定。
- 現在、具体的に各拠点における施設や輸出推進体制の整備等を進めているところ。

プログラムのポイント

1. 輸出インフラ整備の考え方と重点方針

(1) ハード面のインフラ整備

- 以下の機能を重視。
 - ・ 輸出先の植物検疫・食品規制・衛生基準に適合する生産・加工・集荷
 - ・ 品質や鮮度を保ちタイミング良く送り出す保管・梱包・積み出し
- 拠点の機能向上に向け、施設整備と一体的にソフト面の対策を実施。
 - ・ 積替えや再梱包の手間・コストを抑えて運搬するための集約化
 - ・ より短時間での輸出関連手続のワンストップ化・迅速化の実現

	ハード面の整備	施設整備と一体的に行うソフト面の対策
生産・加工 ・集荷拠点	・ 高水準な衛生管理体制の整備 ・ 海外への長期輸送に対応可能なパッキング設備の整備 等	・ GAP・HACCP等に対応した施設・体制を構築・運営するための人材育成 ・ 海外産に対する競争力強化のための高品質化や生産コスト低減 等
物流拠点	・ コールドチェーンの確保に向けた荷さばき所や一時保管庫の整備 ・ 輸出関連手続きのワンストップ化に対応できる輸出用コンテナを積載可能なコンテナヤードや高水準な衛生管理が可能な加工処理施設の整備 等	・ 海外へ出荷する拠点として必要な集荷力の強化 ・ 輸出関連手続のワンストップ化 ・ HACCPに対応した施設・体制を構築・運営するための人材育成 ・ 海外産に対する競争力強化のための物流コスト低減 等
海外拠点	・ 海外における日本産品の産直市場の整備 等	・ 海外の卸・小売事業者、飲食店との取引関係の構築 ・ 海外の消費者への日本食品・食材の情報発信・販売 等

(2) 輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）

- 事業者等へのサポート体制の整備
- 制度・手続面の整備・改善

2. 当面の具体的な整備案件

(1) ハード面のインフラ整備（当面41ヶ所を整備（施設、場所、輸出産品・輸出先を記載））

(2) 輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）

- 事業者等へのサポート体制の整備
 - ・ 輸出拡大に向けたオールジャパンのブランディング・プロモーション・サポート体制の整備
 - ・ 海外のニーズを踏まえた製品を取りまとめて輸出する地域商社等の取組の促進
 - ・ 輸出先国の規制に対応するための産地等への技術的サポート体制の整備 等
- 制度・手続面の整備・改善
 - ・ 規格・認証や知的財産に関する制度の活用
 - ・ 輸出関連手続きの改革 等

農林水産業の輸出力の強化【平成28年度補正予算（270億円）、平成29年度当初予算（概算決定額：47億円）】

- 「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」に掲げられた施策を着実に実施。

輸出に取り組む民間事業者への支援

国内外での輸出拠点の整備(イメージ)

国際空港近隣の卸売市場



低温管理された施設において、ワンストップで検疫・通関を行い空輸

広域集荷対応型の食肉処理施設



海外に必要な衛生基準(HACCP)を満たす施設で、と畜処理・加工した食肉を輸出

産地の集荷場・漁港



密閉型の荷さばき・出荷施設において、地域の食材を新鮮なまま海外に出荷

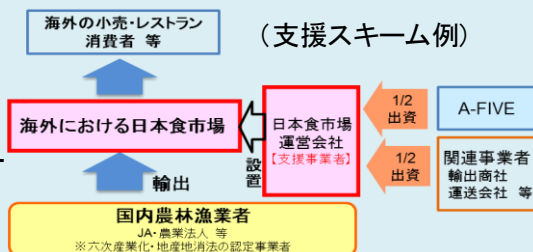
海外の産直市場



海外に産直市場を設置し、日本の産品を直販

農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)による支援の充実

- 海外の産直市場の設置者や輸出を行う事業者に対して農林漁業者の負担なしで出資ができるよう、A-FIVEの制度・運用を改善



輸出に取り組む民間事業者に対する側面支援

輸出拡大のためのサポート体制の充実

- ・ オールジャパンの輸出サポート・プロモーション・ブランディング機関の創設
- ・ 海外の市場に関する情報等のJETROへの一元的集約と農林漁業者等への相談体制の強化
- ・ 専門家による支援、ハラル等の新たな課題に対応したセミナーの開催支援、国内外での商談支援、見本市の出展支援、マーケティング拠点での販売促進支援
- ・ 品目別輸出団体が実行するジャパン・ブランドを掲げた輸出促進の取組支援
- ・ 海外の日本産食材サポーター店等を活用した情報発信



等

政府が主体的に行う輸出環境の整備

- ・ 通関手続の一元化と証明書発行の利便性向上のためのシステム整備
- ・ オリパラも視野に国際的に通用する日本発の民間の規格・認証の仕組みの普及・推進
- ・ 植物品種の登録・出願に対する支援等海外での知的財産権の取得推進
- ・ 輸出検疫条件や残留農薬基準に合った生産技術のサポート体制整備 等